

食育推進研究会議開催要綱

(趣旨)

第1条 中学校給食を活用した食育の授業や生徒対象の試食会等を行う実践研究校において食育を推進するとともに、取組の成果を全市に広く発信するため、食育推進研究会議を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議では、次に掲げる事項についての意見を求める。

- (1) 実践研究校における食育に係る取組等に関すること。
- (2) 本市における食育等に関すること。
- (3) 選択制中学校給食の充実に係る取組等に関すること。
- (4) その他、本会議の目的達成に関すること。

(組織)

第3条 会議に参加する委員は10名程度をもって組織する。

2 委員は各種関係団体の代表、専門知識を有する者並びに教育委員会職員等により構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、京都市教育委員会事務局体育健康教育室において行う。

(その他)

第8条 会議の運営に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月7日から施行する。
- 2 初回の会議はこの規定によらず京都市教育長が召集する。